

令和元年度高校生海外派遣交流事業実施要綱

1 目的

次代を担う若者が、海外での異文化体験や教育交流、ビジネス研修などを通じて国際的な視野を広げるとともに、将来の遠野や日本を担うグローバル人材の育成に資することを目的とする。

2 主催

遠野市姉妹都市等交流事業実行委員会（以下、実行委員会）

3 共催

遠野市、遠野市教育委員会、一般財団法人遠野市教育文化振興財団（以下、財団）

4 後援

岩手県立遠野高等学校（以下、遠野高校）、岩手県立遠野緑峰高等学校（以下、遠野緑峰高校）、岩手県立遠野高等学校同窓会、岩手県立遠野緑峰高等学校同窓会

5 派遣先

中華民国（台湾）台北市

6 派遣期間

令和2年1月6日(月)から1月10日(金)まで（4泊5日）

※受入れ側の都合その他の事由により、変更となる場合がある。

7 内容

- ・本市と文化交流協定を締結している国立台湾大学での伊能嘉矩に関する視察研修等
- ・台北市内高等学校等での教育交流
- ・民間事業者と連携したビジネス研修
- ・台北市内の視察研修

8 派遣人数

(1) 高校生8名（遠野高校5名、遠野緑峰高校3名）

(2) 引率3名（遠野高校教諭1名、遠野緑峰高校教諭1名、財団職員1名）

9 派遣生の応募資格

市内の高等学校に在籍する1・2年生とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 事業の趣旨をよく理解し、主催者の計画に従って規律ある行動ができる者
- (2) 海外派遣に応募する動機が明確である者
- (3) 異文化に興味を持ち、知りたい学びたい意欲がある者

- (4) 保護者の同意を得ている者
- (5) 事前研修に休まず積極的な参加ができる者
- (6) 帰国後、国際理解や国際交流活動に積極的に参加することができる者
- (7) 健康状態が良好で、旅行及び長期滞在に耐えられる者

10 経 費

- (1) 派遣生及び引率教諭に係る旅行費用及び、パスポート取得費用、任意海外保険料、事前研修及び現地研修に係る費用の一部、その他の費用は、原則自己負担とする。
- (2) 主催者は引率する財団職員に係る旅行費用及び事前研修等に係る費用の一部を負担する。
- (3) 参加を辞退した場合、それまでに要した費用は、参加者の負担とする。
- (4) 参加者がやむを得ない理由で派遣期間の途中で帰国した場合は、係る費用を還付又は請求するものとする。
- (5) 参加者は、遠野市中高生海外派遣資金貸与条例に基づき、派遣資金の貸与を旅行費用の範囲内で申請することができる。

貸与者の決定は、遠野市中高生海外派遣資金貸与選考委員会の推薦により、市長が行う。

11 派遣生と引率教諭の決定及び推薦

- (1) 方法
各学校は応募資格に則って派遣生及び引率教諭を決定し、実行委員会に推薦する。
- (2) 提出書類
派遣生提出書類 参加申込書（様式 1-1）、同意書（様式 1-2）
学校提出書類 推薦書 ※任意の様式とする
- (3) 派遣生及び引率教諭の推薦期限
令和元年 10 月下旬

12 派遣までの取組

- (1) 事前研修
派遣事業概要の説明、外部講師を招いての教育交流及びビジネス研修等に向けた事前準備等。なお、事前研修会場へ送迎は行わない。
- (2) 結団式
ア 日 時 12月25日(水)、13時30分から15時
イ 場 所 あえりあ遠野中ホール

13 派遣後の取組

- (1) 全体報告会及び市内各校での報告会
実行委員会が開催する全体報告会のほか、各校においても報告会を開催すること。各校の開催については、実行委員会に事前に知らせること。
- (2) 事後研修と報告書の作成（派遣生）
- (3) 遠野市、財団が主催する事業への積極的な参加と協力

- (4) 研修を生かしての、国際理解及び国際交流の啓発活動の実施
- (5) 次回派遣生募集に際しての事業説明の協力

14 派遣生の取消し

- (1) 事前研修中、派遣中若しくは帰国後又は少なくとも高等学校在学中において、派遣生として不適格と認められた者は、派遣生としての資格を取消すものとする。
- (2) 資格取消に伴い、主催者が負担する旅行費用等において違約金が生じた場合、その全額を主催者に支払わなければならない。